

(1) アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

津 田 真 澁

第一節 機械工組合の産業別組合主義への転換

一 産業別組合会議 C I O のアメリカ労働運動への活発な進出に対して、A F L 加入組合の中で最も劇的な組織転換をおこなった職種別組合は機械工組合であった。機械工組合は鉄鋼産業および自動車産業における一九三〇年代半ばの産業別組織化の主張に最も強硬に反対した組合であって、一九三五年におこった A F L からの C I O の分裂に責任があったのは機械工組合と大工組合であったといつてよい。一九三五年二月の A F L 執行委員会で、ルイスの支持によって伐木・製材業の組織権が大工組合に、航空機製造業の管轄権が機械工組合にあたえられたが、この決定は C I O の分裂をくいとめるものでは

なかつた。⁽¹⁾

ところが、C I O が分裂し、これに加入した組合が機械工組合と対抗的であることが明らかになると、機械工組合は一方では A F L 内で熟練職種組合主義を主張しながら、他方では次第に管轄領域を拡大していったのであった。その結果おもわぬこともおきた。というのは、一九三五年に八八、八五七名であった組合員は一九三六年に約一・六万人を増加させて一〇五、〇六三人となった。けれどもこの組合員の増加は金属労働組合連合 Federation of Metal and Allied Workers' 機械器具・鑄造業労働組合 Machine Tool and Foundry Workers' Union、ニューヨーク市交通労働組合 Transport Workers' Union of New York City とよち三〇の組合、すなわち労働

組合統一同盟 T U L 所屬の組合員一万人が共産党の指令にもとづき、A F L の「内部切りくずし」Boiling from within のために加入したことでもたらされたからである。これらの組合の加入承認にあたってワートン組合長は「機械工組合のドアは過去においても現在でも、男女を問わずすべての人間に、すなわち、機械工の職種に実さいについているが、これと関連する connected まですべての人々に開かれている」と述べたことは注目にあたいしよう。ワートン組合長の意図とは反して、これらの新加入組合は機械工組合に完全には統合されず、一九三七年五月に共産党の C I O 浸透の指令にもとづいて機械工組合を脱退した。ワートン組合長の組合員増加政策は失敗したが、ワートン組合長の組織領域拡大の宣言は、機械工組合が産業別組織に転ずる契機をあたえたのであった。⁽²⁾

この契機は、鉄鋼労働組合および自動車労働組合が大企業の組織化に初めて成功した一九三七年初頭にあらわれた。すなわち、三月にワートン組合長は鍛冶工組合、電気工組合、金属板工組合など六つの組合に書簡を送った。その内容は、ニューヨーク州スケネクタディのアメ

リカン・ロコモティブ社の工場の二、五〇〇名の労働者を組織するにあたって、全職種の労働者を一括して機械工組合に組織することを同意してほしいというものだった。唯一の反対意見は型製作工組合からあらわれた。型製作工組合は A F L 金属職種部が一括組織化の責任をとって組織し、各組合が関連職種労働者を分割加入させることを主張したのである。⁽³⁾

機械工組合の方針のこの大転換は五月二四日のシンシナティ全国組合会議における A F L の決定に投影した。すなわちこの会議は第一に、組織活動のために加盟各全国組合に賦課金を課すことを決定し、第二に、イリノイ州に組織を有するアメリカ進歩派坑夫組合 Progressive Miners of America に加入承認状をあたえて C I O に対抗する産業別組織活動にふみきったのである。この時以後、機械工組合をはじめとして、トラック運転手組合、大工組合、電気工組合は急速に管轄権をひろげて、次第に C I O の各産業別組合よりも広い管轄権を主張するに至るのである。⁽⁴⁾

(1) J. O. Morris, op. cit., pp. 198~199

(2) Machinists' Monthly Journal, March 1936, p. 149.

(3) アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

M. M. Kampelman, op. cit., p. 116

(e) J. O. Morris, op. cit., pp. 248~250

(4) J. O. Morris, op. cit., pp. 251~254

二 機械工組合の管轄権の拡大は、もちろん機械加工業のすべてにあらわれたが、その最もめざましい活動は一九三五年二月のAFL執行委員会で承認された航空機製造業についてであった。

航空機製造業は当時においてきわめて新しい産業であって、一九三七年には三万人の労働者が所属するにすぎず、しかもその四〇パーセントは新興工業地帯である南カリフォルニアに集中していた。ところがヨーロッパで第二次大戦がおこり、ドイツの航空機による作戦の成功がいちじるしいことから、アメリカの航空機製造業はにわかには活況をおびるに至り、一九四一年初めには二〇万人の労働者が働く大産業に膨張したのである。⁽⁵⁾

当初この産業がきわめて小規模であったことから、管轄権をめぐる機械工組合とたえず紛争していた大工組合は、この産業の拡大を予想しなかったので、機械工組合を妨害することなく、全管轄権を機械工組合にあたえ

ることを承認したのであった。このことを利して機械工組合は一九三七年からの大規模組織活動の重点を航空機産業におき、まずシアトルのボーイング航空にクローズ・ショック制を獲得したのであった。

機械工組合は航空機産業の組織化にあたって従来とことなった組織方針をとり、各社の工場・事業所別ローカル組合を一括する企業別の地区組織 District Lodge 制をとったのである。この組織方針によって機械工組合は、一方では従来の地区組織の自治権の主張を回避するとともに、他方ではCIOの航空機産業の組織化に対抗する産業別・企業別組織を整備したのである。⁽⁶⁾

ついで機械工組合は南カリフォルニアの航空機工場に組織活動を転じたが、ここでCIOの自動車労働組合と大規模のはげしい組織抗争を展開することとなった。その発端は一九三七年二月に、ダグラス航空のサンタ・モニカ工場の独立組合 Western Machinists' Industrial Union が団体交渉を要求したことにあった。ダグラス航空はこの独立組合の指導者を解雇して組合活動を封じようとした。独立組合はCIOの自動車労働組合に援助を求めた。自動車労働組合はただちにこの組合の指導権を

とってすわりこみストライキに入った。このすわりこみストライキは使用者の実力行使によって打破されてしまった。しかしこの経験から、ダグラス航空は、自動車労働組合がロサンゼルス、ロッキード航空の組織化に入つたさい、ロッキード航空に機械工組合をえらぶことが賢明であると助言し、自動車労働組合のオルガナイザーが市警察に留置されている間に、機械工組合は団体協約の締結に成功したのであった。

機械工組合はこうして航空機製造業の大企業に組織を獲得していった。これに対して自動車労働組合は中小規模企業に組織をひろげていった。一九四一年のアメリカ参戦当時に、機械工組合と自動車労働組合は航空機産業をほぼ均等に組織していたが、大企業の組織に関しては機械工組合が圧倒的に優勢であった。航空機産業における産業別組織の確立に成功した機械工組合は、組合員を急に増加し、一九四二年には組合員四四・五万名をかぞえるに至り、トラック運転手組合および大工組合についてAFLで第三位の大組合に成長したのであった。

機械工組合がCIO系の産業別組合と全く同様の組織方針をとったことは、この組合が全国労働関係委員会を

フルに利用したことであらわれている。たとえば一九三五年一月から一九四〇年六月にかけて機械工組合が全国労働関係委員会に提訴した件数は九七六件(年平均で二〇〇件)である。このうち六六九件は使用者の不当労働行為に関するものであって、これを別にするると、残りの三〇七件は組織選挙に関するものである。この三〇七件のうち、機械工組合は五八パーセントの件数で勝利をおさめている。ところがCIO系組合との組織競争では勝利のうちで二〇パーセントしか占めていない。その反面、敗北の件数の中ではCIO系組合との競争によるものが四四パーセントを占めている。この数字をみても、機械工組合がいかに産業別組織化にまきこまれているかが明らかであろう。

第1表は航空機製造大企業における一九六四年の労働組合組織をみたものである。これによれば、航空機製造業の生産労働者の大部分は組織されており、残っている未組織者はほとんど職員である。組織されている組合員のうち、機械工組合は六〇パーセントを占めて圧倒的であり、ノース・アメリカン航空、ダグラス航空を除いて完全に優位に立っていることが明らかであろう。また第

(5) アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

第1表 航空機製造大企業の労働組合組織 (1964)

企 業 名	従業員数	組合員数	機械工組合	自動車労働組合	その他全国組合	従業員組合
ボーイング航空	76,170	54,870	39,100	4,600	670	9,500
ロッキード航空	60,000	44,000	40,000	100	270	0
ノース・アメリカン航空	38,900	25,610	0	23,000	1,660	950
ユナイテッド航空	60,000	7,850	2,800	2,300	2,750	0
ダグラス航空	31,320	28,720	11,700	10,000	980	6,040
マクドネル航空	24,878	18,308	17,818	0	490	0
ゼネラル・ダイナミックス	49,795	43,703	20,005	322	2,424	20,952
計	341,063	223,061	131,423	40,322	9,214	37,442

備考: 1. 筆者調査による。2. 従業員数は組合に加入可能な従業員数を示す。

1表にあげた航空機製造業7社の組合員だけで機械工組合の組合員総数の一三パーセントを占めていることを考えれば、航空機製造業への産業別組織化の展開が機械工組合の発展に大きな意義をもったことが量的にも示されていることがわかる。

(5) W. Gajenson, op. cit., p. 507
(9) W. Gajenson, op. cit., p. 507

Jenson, op. cit., p. 508

(7) A. P. Allen and B. V. H. Schneider, Industrial Relations in the California Aircraft Industry, 1956, pp. 9, 15の指摘を参照。

(8) IAM, Proceedings of 20th Convention, 1941, pp. 30~37. ヘルマンは機械工組合が一九五三年に産業別組合組織を完成したと指摘し、その指標を職員組織化の開始にさしつかさ。M. Perlman, The Machinists, op. cit., p. 50

第二節 大工組合の組織転換の問題

一 一九二七年に大工組合はAFLの建築職種部に再加入したが、建築職種部所属組合は大工組合に対抗するために管轄権決定委員会 Board for Jurisdictional Awardを設置して大工組合の管轄権侵犯を防ごうとした。そこで大工組合は一九二九年に再び建築職種部を脱退した。そして大工組合は、漆喰工、セメント業に管轄権をひろげようとして、建築職種部を一九二七年に脱退した煉瓦積工組合、一九三一年に脱退した電気工組合と三角同盟を結成し、建築職種部所属組合である鉄工組合、エレベーター建設組合とはげしく管轄範囲を争った。(9)

大恐慌に先立って建築業は衰退しはじめていたが、大恐慌の間の衰微はいちじるしく、一九三三年には建築業での失業者は建築労働者の六七パーセントにも達した。そこで建築業は、産業復興法のもとで復興すべき一〇大産業の一つにかぞえられ、その観点から復興規約の策定が急がれることになったのである。ところが、この復興規約案の作成にあたってAFLは参加を招請されず、もっぱら業者によって案の作成がおこなわれたから、AFL建築職種部は大統領に苦情を申し立て、業者案に反対した。その結果、建築職種部の意見がとりいれられて復興規約は修正され、さらに全国建設業計画・調整委員会 National Construction Planning and Adjustment Board (CPAB) が使用者一〇人、労働組合一〇人、公益代表一人によって結成され、この委員会が建設業についての復興計画と指導の機能をもつこととなった。こうしてAFL建築職種部はニュー・ディール政策のもとでいかに重要な位置に上昇していったのである。これに対して大工組合は、建築職種部から脱退してしまっていたために、この地位の上昇の恩恵をうけず、かえって本来なら建築業組合の支配力となるはずの三角同盟の地位は低

下してしまつたのである。⁽¹⁰⁾

建築業における労働組合相互の長年の管轄権紛争を考慮して、AFL建築職種部はルーズベルト大統領を動かして一九三四年にこの紛争を処理するために、全国建設業計画・調整委員会の下部組織として全国管轄権決定委員会 National Jurisdictional Award Board (NJAB) を設立した。この委員会は建設業に関係のない三人の専従委員から成りたつていた。そしてこの決定委員会のさらに下部の組織として組織された臨時調整委員会 Committee of Temporary Adjudication (CTA) に実権があたえられることになった。その臨時委員会(CTA)は計画調整委員会(CPAB)議長とAFL建築職種部長の二人で構成されていた。全国管轄権決定委員会(NJAB)は連邦法で規制されたから、この委員会の決定に対する違反は連邦法違反とされた。こういうことで、建築職種部は建設業関係の労働組合の間で、弱者から強者に転化したのであつた。⁽¹¹⁾

(9) AFL, Proceedings of 51st Convention, 1931, p. 64.

R. A. Christie, *Empire in Wood*, op. cit., pp. 269~270

(10) S. Barkin, *Negotiating the Construction Code: A*

(7) アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

History of the Participation of the Building Trades Organization in the Codes, 1934, pp. 9~26 建設業復興規約案は週四八時間、一日八時間労働で賃金率を一九二九年レベル以下にすることを定めていたが、建築職種部はこれに反対し、週四〇時間労働、最低賃金率時給四〇セントを要求し、これを規約におりこむことに成功した。

(11) R. A. Christie, op. cit., pp. 273~274

この事態に直面して、ハチスン組合長は急遽、全国管轄権決定委員会 (N J A B) の成立直前に建築職種部へ復帰しようところをみた。一九三四年一〇月の A F L サンフランシスコ大会は三角同盟の三組合の建築職種部への復帰を支持したが、建築職種部はこの要請を拒否した。⁽¹²⁾そこで三つの組合は一月に第二建築職種部 Building Trades Department No. 2 を A F L 内に設立した。この第二部にはトラック運転手組合、現場技術員組合、土建一般労働組合、大理石磨工組合などが建築職種部を脱退して加入し、加入組合員は四四万人となつて、建築職種部所属組合員の二倍を超えるに至つたのである。そこで第二部は A F L グリーン会長の強力な支持を受けて、建築職種部の財政と記録を剝奪するために裁判所に仮処

分を申請した。だが、裁判所は建築職種部のみを正当な組織と認めたのである。⁽¹³⁾

こうして第二建築職種部は目的を失って互解し、一九三五年に両派は合同することになった。合同以後、大工組合は建築職種部の中で指導権を把握することに専心する方針をとつた。一九三六年に大工組合は建築職種部大会で組合長、書記長および八人の副組合長のうち五人を獲得して、ついに建築職種部を掌握した。⁽¹⁴⁾そしてこの時以後、大工組合は二度と建築職種部で反乱をおこすことなく、それによつてニュー・デイル下の強力な労働組合としての位置を確保することができたのであった。

(12) AFL, Proceedings of 54th Convention, 1934, p. 35 建築職種部が三組合の復帰を拒否したのは、三組合が復帰後も三角同盟を維持すると主張したからである。

(13) AFL, Proceedings of 55th Convention, 1935, p. 122 建築職種部加入組合員は二〇・四万人であった。また、裁判所において第二部を支持して証言台に立ったのはグリーン会長であった。R. A. Christie, op. cit., pp. 276~277

(14) 一九三五年の合同時に、旧建築職種部派は書記長および執行委員四議席をとり、三角同盟派は組合長と執行委員

八議席をとった。一年後の一九三六年には三角同盟派がほとんど役員を独占したのである。R. A. Christie, op. cit., pp. 278~284

二 A F L内の大量生産産業の労働組合が、まず直属組合 federal labor unions に組織され、ついで適當する職種別組合に分割所属させられたことは前から述べたところである。その場合、これらの直属組合を職種別組合に所属させるかどうかは全国組合の選択に依存した。このこともすでに述べた。この方式が典型的にあらわれていたのが大工組合の場合であった。大工組合は産業別労働者を「監察」Police するために伐木・製材業労働者を管轄権として要求したのであり、その完全な組織化を求めているわけではなかった。このことがアトランタ宣言の内容であって、この組織原則で成立したのが一熟練職種組合・産業別組合主義であった。一九三四―三五年の A F L大会でのハチスン組合長とルイス炭坑組合長との争いは、熟練職種・産業別組合主義と完全産業別組合主義との争いであった。この争いのさなかで、ルイスの提案によって伐木・製材業労働者の組織権が大工組合に

あたえられたことから、大量生産産業労働者をどのように扱うかが、大工組合のニュー・デイル下という新事態への適応度を測る尺度となったのであった。

A F L内の直属労働組合のうち製材業関係の直属組合は、いずれは大工組合に転属せられることと考えて、大量生産産業の産業別組織化にふみきり、製材業労働組合北東部評議会 Northwest Council of Sawmill and Timber Workers Union を一九三五年三月に組織した。大工組合は急いでミューア A. W. Muir 執行委員を統制委員としてワシントンの結成大会に急行させた。ミューアは結成大会を統轄することはできたが、大会直後に評議会翼下の組合のストライキがはじまった。長い間、大工組合の組合代表として穏健な協調的交渉に慣れてきたミューアは製材業使用者の反組合的敵対政策と労働者の戦闘的組織活動を統制・指導することはできなかった。とりわけ、オレゴン州のマコーミック製材会社の組織活動において、ミューアが統制に反対するローカル組合を圧伏するために、大工組合の慣行政策であった第二組合組織政策をとったことは、製材業労働者の憤激をよびおこしたのであった。

(9) アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

すなわち、北東部製材業労働組合評議会は、一九三五年三月の結成大会で、唯一団体交渉権、六時間労働日、週三〇時間労働、超勤手当、有給休日制、先任権、有給休暇制、時給四〇セントから七五セントへの賃上げなどを要求することを決議し、五月六日をもってゼネラル・ストライキに入ることを決めた。ミューアはこれに対して、時給五〇セント、超勤手当の五割増、組合承認を「モデル協約」とすることを提案した。しかしミューアの提案には唯一団体交渉承認権をふくんでいないのでローカル組合の承認するところとならなかった。五月六日にストライキがはじまったが、若干のローカル組合は「モデル協約」に服従せず、とくにオレゴン州セント・ヘレンズのマコーミック製材会社を組織するローカル組合はミューアの協約案をローカル組合の一般投票に付することもしなかった。このような動きをみたミューアは、反対するローカル組合の指導者と目された北東部評議会のランジ(Lange)副組合長を追放するとともに、ローカル組合長を二つに分割し、一方の組合にはこの会社の初期の会社組合長をローカル組合長に任命して、職場復帰に同意する五分の一の従業員によって工場作業を再開させたのであ

る。また、ワシントン州エベレットのローカル組合に対しては承認状を破棄し、これを五つの小組合に分割し、さらにアバディーン(15)のローカル組合については二つの小組合に分割してしまうというようなおもしろい切った手段をとっていたのであった。

こういうミューアの政策はさらに進展し、統制に服しないローカル組合を追放し、また一〇月にローカル組合を召集して北東部評議会を解体させ、これを大工組合の組織構造に沿って、できるかぎり小規模な地区評議会に分割して、反対派を圧殺するところみとなってあらわれた。このミューアの方針に対して北東部評議会の全ローカル組合はただちに、大工組合の承認をうけずに、製材労働者連合 Federation of Woodworkers を結成したのである。

(15) V. Jensen, *Lumber and Labor*, 1945, pp. 169~184, 204

大工組合は一九二八年以来、全国組合大会を開くことをやめていた。⁽¹⁶⁾しかし、産業別組合主義に立ったC I Oが結成された事情から、一九三六年には大会を開催することを余儀なくされた。こうして一九三六年一二月のレ

イクランド大会こそ大工組合の産業別組合化の転機となるべき機会となった。伐木・製材業労働者はこの大会に對して、木材業に関する事項についての発言と投票権、二名の執行委員、組合費(二五セント)の四分の三の還付、などを要求していた。

大工組合執行委員会は、この要求を全部拒否し、大工組合内では木材業労働者の位置は副次的であるという従来の方針を再確認した。そのことについてダフィー(Duffy)書記長は大会において「製材業労働者は、大工組合の好意によって加入しているのであって、そのことを好まぬのなら脱退して結構だ。だが、もし脱退するのなら、大工組合は全力をあげて大企業に働きかけて、諸君を封じこめてしま⁽¹⁷⁾う」と述べたのである。このことから明らかのように、レイクランド大会において、大工組合はついに産業別組合化に背を向けたのであった。

大会後、製材労働者連合は一九三七年二月に第二回大会を開き、大工組合の組織の部分として止まることを決定したが、一九三七年初頭の鉄鋼労働組合および自動車労働組合の組織化の成功をまのあたりに見たために、七月に地区評議会役員協議会を開いて、AFL、CIOの

どちらに属すべきかを、あらためて討議することにしたのであった。

この協議会への招待状はハチスン大工組合長およびルイスCIO会長に出された。この問題を大工組合内部の問題として出席をさせていたルイスは、態度を一変してプロフィール(J. Brophy)副会長を派遣した。プロフィールはCIO加入を条件として五万ドルの組織援助費の提供を約束した⁽¹⁸⁾。他方、ハチスン組合長は出席を拒否してミアに代弁させたのである。会議は非常な紛糾となったが、結局、CIO加入の可否を一般投票に付することが過半数で決定され、これに反対する五つの地区評議会が製材労働者連合を脱退した。一般投票の結果は一六、七五四票対五、三〇六票でCIO加入が決定された。この決定に反対するローカル組合がさらに製材労働者連合を脱退した。製材労働者連合はCIOに加入し、製材労働組合International Woodworkers of America (IWA)⁽¹⁹⁾となったのである。

(16) 一九三六年までの大工組合の歴史については拙著『アメリカ労働組合の構造』日本評論社、昭和四二年を参照。

(17) ダフィー書記長の発言はつぎのとおりである——「さて

(11) アメリカにおける職種別組合の産業別組合主義への転換

諸君は何を求めているのか？

諸君は大工組合にとどまろうとしているのか、それともとどまらないのか？ 我々は諸君が我々のためにしたより以上に諸君のためにつくしてきた。私はこういいたい、だが別に脅迫しているわけではない、大工組合を脱退しなさい、と。そうすれば我々は諸君の生涯で二度とないようなすばらしい闘いの場を諸君にあたえてあげよう。まず第一に、我々は大工組合の全ローカル組合に対して、諸君に注意を払うな、諸君になんの援助も与えるな、精神的にも財政的にも、さらにその他の一切の支持をあたえるな、と命令する。第二に、我々は木材労働者の労働時間、賃金その他の労働条件について協約を結んでいるすべての大企業に通知して、もしも大工組合以外の、つまり諸君のような人々を雇用しつづけようとするならば、あなたが大企業を不正企業のリストにのせて公表し、その生産物はどこにも売れなくなりませよ、⁽¹⁸⁾ といってやるだろう。CJA, Proceedings of 23rd Convention, 1936, pp. 37~38 木材労働者は大工組合大会では友好代議員 fraternal delegates として出席をゆるぎされているだけで、発言権、投票権をあたえられていなかった。

(18) たとえば一九三六年の大会直後に、一六人の製材業労働者がルイスCIO会長をたずねたが、このときルイスはCIOの要求によってAFLが組織方針の転換をすることに望みをいだいており、製材業労働者はもはや未組織では

ない、という理由をあげて援助を拒否した。V. Jensen,

op. cit., pp. 313~314

(19) W. Galenson, op. cit., pp. 385~387

大工組合はこのつまずきにあい、全力をあげて製材労働組合(IWA)を粉砕することによって力を誇示しようとした。⁽²⁰⁾ そこで八月になって、大工組合に残留した木材関係のローカル組合を結集して伐木・製材業労働者オレゴン・ワシントン州評議会 Oregon-Washington Council of Lumber and Sawmill Workers を組織し、大工組合の全ローカル組合に製材労働組合が組織する工場の木材・製材のポイコットを指令し、ここに至って「アメリカ労働史上で最もはげしい競争組合の紛争の一つ」⁽²¹⁾ が開始されることになった。それらの最初のあらわれがオレゴン州ポートランドの紛争であった。

すなわち、ポートランドの六つの製材大企業の労働者は大工組合から製材労働組合(IWA)に移った一つのローカル組合に組織されていた。一九三七年八月一六日に、大工組合はこの六つの企業の各工場にピケット・ラインを張り、操業を停止させてしまった。ピケット一週

間後に、製材労組は労働者の過半数の署名をえたと宣言して使用者に団体交渉を要求し、また全国労働関係委員会に使用者の不当労働行為を提訴した。全国労働関係委員会の斡旋によって使用者は全国労働関係委員会の組織選挙を留保したままで工場を再開することをうけいれた。製材労組はこの提案に同意した。しかし大工組合は拒否し、ピケットをさらに強化した。また大工組合と連携してトラック運転手組合は木材の運搬を拒否し、製材労組が運転するトラックをひっくり返した。両者の間ではげしい戦闘がおこり、多数が負傷した。このために、工場は再開できず閉鎖されたままになった。

一〇月二一日に至って、全国労働関係委員会は組合員カードを照合して、製材労組が六つの企業に対して唯一団体交渉権をもつものであることを確認した。大工組合は全国労働関係委員会を産業別組合会議(CIO)の手先だと攻撃し、ボイコット戦術をとった。これに対してCIO加入の沖仲仕組合はポートランドからのAFL加入組合の木材の積み出しを拒否するというように、組合間の紛争も拡大していった。

一二月になって、ついにオレゴン州知事が斡旋に入り、

六つの企業の一つであるインマン・ポールセン社 *Inman Poulsen Lumber Company* で組織選挙がおこなわれた。製材労組は二対一の割合で選挙に勝利した。一九三八年一月に至って、すべての企業の工場の操業が再開され、大工組合はボイコットを解除したが、各工場にローカル組合をつくった。こうして紛争は一九三八年中もつづき、一九三九年になって、ようやく全国労働関係委員会の組織選挙が六企業全部についておこなわれ、製材労組、大工組合の双方が三企業ずつ組織を分けあつたのである。⁽²²⁾

この紛争で、大工組合の強力な組織を動員したところで製材労組の組織を破壊することはできないことが明らかになったのである。この二つの組合の紛争は伐木・製材地帯の随処におこなわれ、一九三七年から一九四〇年に至る四年間は紛争が最もはげしくあらわれた時期であった。その帰結を一九四〇年でみるならば、大工組合は製材業で三・五万人の組合員を獲得し、製材労組は伐木業をふくんで一〇万人の組織に成長したのであった。

製材労働組合は、結成当初から左右の対立による内部

紛争に苦しみ、一九四一年には組合員五万人に急減してしまつたのであるが、それにもかかわらず、大工組合は製材業に組織をひろげることができなかつたのである。⁽²³⁾

大工組合は、この木材業での紛争を通じて産業別組織の強固さを知り、おくれればせながらここに産業別組合主義への対応をはかつて家具製造部 Furniture Worker Department を創設したのであるが、一九四一年の組合員数は一九二九年のレベルに止まり、退勢はおおうべくもなかつた。⁽²⁴⁾

大工組合が組合員数を飛躍的に増加させはじめたのは一九四二年のアメリカの宣戦以後であり、すなわち、連邦政府が建設業に関して、AFL系労働組合との団体協約の締結に好意をもつようになつて以後のことになるのである。⁽²⁵⁾

付記。『アメリカ労働組合研究』と題する全体構成のなかでの本稿の位置はつぎのとおりである。

第一章 労働組合の全国組織の成立と展開

第一節 一九世紀末～一九二〇年代の労使関係の統計的概観（『一橋論叢』第六十三巻第五号、昭和四五年に収録）

第二節 労働組合の全国組織の成立（川島武宣・松田智雄編『国民経済の諸類型』岩波書店昭和四三年に収録）

第三節 労資対抗と組合組織の変容（川島武宣・松田智雄編『国民経済の諸類型』岩波書店昭和四三年に収録）

第四節 第一次大戦中の労働組合組織の回復（『一橋論叢』第六十三巻第六号、昭和四五年に収録）

(20) 一九三七年八月一日のホイット指令の内容の半
† W. Galenson, op. cit., p. 387 を参照。

(21) W. Galenson, op. cit., p. 387

(22) V. Jensen, op. cit., p. 221; R. A. Norris, op. cit., p. 299; W. Galenson, op. cit., pp. 387~389

(23) この内紛については V. Jensen, op. cit., を詳細にお
かわれている。

(24) 一九四一年の建設関係の組合員数をみると、一九二九年に比べて組合員数を飛躍的に増加させたのは土建一般労働組合だけであつた。煉瓦積工組合は全くおとろえており、大工組合は一九二九年の三二・二万人に比べて一九四一年には三八・三万人とわずかな増加にすぎなかつた。そして一九四二年末に至つて五二・九万人と激増するに至つたのである。

(25) 連邦政府がAFL系労働組合に好意を示した事情については W. Galenson, op. cit., p. 525 を参照。

第五節 嵐の一九二〇年代

第二章 大恐慌と産業別組合組織の発達

第一節 大恐慌とニュー・ディール下の労働政策

第二節 産業別組合組織の発展

第三節 一九三〇年代と第二次大戦の労使関係の統計的概観

第三章 鉄鋼産業における労働組合の成立と発展

第一節 鉄鋼労働組合 (AFL) と会社組合

第二節 鉄鋼労働者組織委員会 (SWOC) の成立と活動

第三節 鉄鋼労働組合 (CIO) の成立

第四章 自動車産業における労働組合の成立と展開

第一節 自動車労働委員会と労働者組織

第二節 自動車労働組合 (CIO) の発展

第三節 自動車労働組合 (CIO) の内部紛争と統一

第五章 職種別組合とその産業別組合主義への転換

第一節 機械工組合の産業別組合主義への転換

第二節 大工組合の組織転換の問題

第六章 第二次大戦後の労働組合の発展

第一節 第二次大戦中の労働組合の活動

第二節 第二次大戦後の労使関係の統計的概観

第三節 第二次大戦後の労働組合の発展と課題

〔一橋大学研究年報社会学研究〕十一、昭和四六年に収録)

〔一橋論叢〕第六十四卷第三号、第四号に連載して収録)

(本稿)

(一橋大学教授)